

令和5年度 第2回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和6年1月23日（火）18:30～19:00
開催場所	江別市民会館37号室
出席委員（7名）	中川 雅志、清水 雅彦、佐々木 浩子、笹浪 哲雄、藤谷 満雄、 佐藤 誠一、堀井 弘至、
欠席委員（4名）	伊藤 公一、歸來 みどり、鈴木 篤、服部 慎一
事務局（6名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、国保年金課長、国保賦課係長1名、国保年金課主査1名、国保年金課担当1名
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 報告事項 令和6年度国民健康保険事業費納付金確定額について 3 諮問事項 令和6年度国民健康保険税の課税限度額について 4 その他 5 閉会

国保年金課長	<p>これより令和5年度第2回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、伊藤 公一委員、歸來 みどり委員、鈴木 篤委員、服部 慎一委員から欠席する旨の連絡がありました。</p> <p>江別市国民健康保険運営協議会規則に基づき、定数11名中7名のご出席をいただいておりますことから、本日の運営協議会は成立しているものであります。</p>
国保年金課長	<p>この後の進行につきましては、中川会長にお願いいたします。</p> <p>会長よろしく申し上げます。</p>
中川会長	<p>夜の会議ですので、速やかな議事の進行について心がけますので、皆様ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、傍聴者は1名であることを報告いたします。</p>
中川会長	<p>では、2報告事項、令和6年度国民健康保険事業費納付金確定額についてを議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、報告事項、令和6年度国民健康保険事業費納付金概算額についてご説明いたします。資料1ページをお開き願います。</p> <p>令和5年12月21日に開催した前回の国保運営協議会において、国保税の算定基礎となる江別市分の国保事業費納付金の概算額についてお示ししましたが、このたび北海道から当該納付金の確定額が通知されたところです。</p> <p>そこで、中段以降の国保事業費納付金確定額と納付財源ですが、上の行の左</p>

	<p>端の欄、道が算定した江別市の国保事業費納付金確定額 a は、30億5,390万7千円となりました。なお、概算額は約30億8,918万円9千円でしたので、約3,500万円減少しております。</p> <p>ここから個別歳入である国・道支出金や一般会計繰入金などと、個別歳出である保健事業や特定健康診査等費用などを加減算した b の6億666万1千円を差し引くと、保険税収納必要額 c は24億4,724万6千円となります。</p> <p>これに対し、課税限度額や税率を変更しなかった場合の国保税の収納見込額 f は、21億4,707万1千円となるため、不足見込額は、右端の欄 f - c に記載のとおり3億17万5千円となるものであります。</p> <p>このことを受けまして、前回の協議会の資料においてもお示したところではありますが、後ほど諮問事項でご審議いただきます、国民健康保険税の課税限度額の改定についてに基づき、課税限度額を102万円から104万円に2万円引き上げることにより、下の行の左端の欄、課税限度額引き上げによる増加見込額 g は、167万4千円となります。</p> <p>それでもなお、不足が見込まれる下段の表 h - c の2億9,850万1千円については、不足額の全額を国保積立基金の一部から繰り入れることにより、税率及び均等割・平等割を据え置きたいと考えているところであります。</p> <p>次に資料2ページをお開きください。</p> <p>国保事業費納付金と財源不足見込額等の将来推計については、前回の当協議会の資料にて概算額をもとにご報告させていただきましたが、確定した納付金額をもとに改めて推計したものでございます。</p> <p>表に記載のとおり、道の算定方法によりますと、令和6年度から行番号 c の激変緩和措置適用額が無くなり、さらに行番号 a の被保険者数が減少するのに伴い、行番号 f の保険税収納見込額も減少するため、行番号 g の財源不足見込額は年々増加していくことが予想されます。</p> <p>そこで、この財源不足額を補うために、保健事業や医療費適正化事業を一層強化し、保険者努力支援制度による補助金の確保に取り組む必要があります。</p> <p>そのうえで、税負担の公平性を確保するために限度額の引き上げを含めた税率等の見直しや国民健康保険積立基金の活用などについて今後も総合的に検討していく必要があると考えております。</p> <p>報告は以上です。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、報告事項、令和6年度国民健康保険事業費納付金確定額についての報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
堀井委員	<p>2ページの被保険者数 a のところですが、令和4年度から令和5年度にかけて367人減少しています。また、推計でも毎年300人程度の減少で推移していますが、令和5年度から令和6年度は1,738人減少しています。この令和6年度だけ大きく減少しているのは、何か要因があるのでしょうか。</p> <p>また、2ページ g、財源不足見込額について、1ページ下段の令和5年度末国保積立基金残高見込額が5億3,860万9千円となり、令和6年度の積立</p>

	<p>基金繰り入れ額2億9,850万1千円を差し引くと、2億4,033万8千円しか令和6年度末は残らないと説明いただきました。</p> <p>令和7年度から税率を上げたいという話をいただきましたが、令和7年度は、国全体としても防衛増税が予定されており、このような税負担が増えることについて、江別市としてお知らせを今年度後半から徐々に行い、市民へ認知させる必要があると感じます。市民には、歳出の改善はするが、このような形で税率を上げる必要があるというお知らせをしっかりとしなければ、市民も納得しないのではないかと考えられますがいかがでしょうか。</p>
国保賦課係長	<p>1点目の被保険者数ですが、被保険者数が減少した最大の要因といたしましては、短時間労働者の社会保険の適用拡大が令和4年10月から始まったことです。以前は501人以上の企業の短時間労働者が社会保険の適用対象でしたが、令和4年10月からは101人以上の企業の短時間労働者に社会保険を適用することになったことで国保の被保険者数が大きく減少したと考えております。</p> <p>2点目の令和7年度の国民健康保険税の税率見直しについては、前回の会議でも説明いたしましたが、令和6年度の国民健康保険税の納税通知書に同封しているリーフレットに記載することを検討しております。</p>
中川会長	<p>よろしいでしょうか。他に質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、報告事項を終わります。</p>
中川会長	<p>次に、3諮問事項、令和6年度国民健康保険税の課税限度額についてを議題といたします。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>本来でしたら、市長から諮問を行うところでございますが、市長が所用のため、代わって健康福祉部長から江別市国民健康保険運営協議会に諮問書をお渡しいたします。</p> <p>中川会長、健康福祉部長はご起立いただき、正面へお並びください。</p> <p>それでは、健康福祉部長お願いいたします。</p>
中川会長、 健康福祉部長	<p>健康福祉部長から中川会長へ諮問書の提出</p>
中川会長	<p>ただいま令和6年度国民健康保険税の課税限度額の改定について、市長から諮問を受けました。</p> <p>諮問内容につきましては、前回の運営協議会でも事前に説明がありましたので、内容は概ねご理解いただいていると思っておりますが、改めまして事務局から説明願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、諮問事項、令和6年度国民健康保険税の課税限度額について、先ほどの報告事項においてもご説明しておりますが、資料に基づき申し上げます。</p> <p>諮問書につきましては、写しを机上に配付いたしましたので、ご参照ください。</p> <p>それでは、資料の3ページをお開きください。</p>

	<p>初めに、1の改定の趣旨であります。社会保障制度改革の道筋を示した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に、医療保険の保険税に係る国民の負担に公平性を確保するため、国民健康保険の保険税の賦課限度額の引上げを検討することが明記されていることなどを踏まえ、課税限度額を見直し、引き上げを行っております。</p> <p>これにより、課税限度額に到達する収入のある世帯については負担増となりますが、当市におきましても、中間所得層の保険税負担を抑制し、被保険者間の保険税負担の公平性を図るため、国の基準に準拠した改定を行おうとするものであります。</p> <p>次に、2の地方税法施行令の一部改正ですが、令和5年3月31日に改正され、令和5年4月1日から後期高齢者支援金等課税額が20万円から22万円に引き上げられており、課税限度額の合計は、102万円から104万円となっております。</p> <p>次に、資料4ページをお開きください。</p> <p>3の国民健康保険税課税限度額に到達する世帯収入ですが、給与収入のみの単身世帯、及び世帯主のみ給与収入がある4人世帯の場合の限度額到達収入を記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>最後に、4の令和6年度国民健康保険税課税限度額改定による影響見込みですが、今回の改定による影響世帯数は96世帯で、調定額の増加は172万6千円、歳入額の増加は167万4千円を見込んでおります。その他につきましては、表に記載のとおりでございます。</p> <p>諮問の内容につきましては、以上のとおりとなります。このたびの諮問となる課税限度額を、国の基準と同じく102万円から104万円に引き上げるることについて、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
中川会長	ただいま事務局から、諮問事項の令和6年度国民健康保険税の課税限度額の改定についての説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。
委員一同	意見なし
中川会長	委員の皆様ご意見なしでしたので、諮問に対する考えをまとめたいと思います。 <p>諮問のとおり、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に改定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	異議なし
中川会長	異議がありませんでしたので、課税限度額を諮問のとおり改定することについて、妥当である旨を答申いたします。 <p>なお、答申書の文案につきましては、私と会長職務代理者である清水委員に一任いただき、後日当職から市長へお渡しすることにしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	異議なし
中川会長	それでは、委員の皆様のご承諾をいただきましたので、そのように市長へ答

	<p>申させていただきます。</p> <p>以上で諮問事項について終了いたします。</p>
中川会長	<p>それでは、最後に、4その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
堀井委員	<p>昨年、12月27日に管内国保運営協議会委員の研修会に出席いたしました。研修会において、北海道や国保連合会の方々のご説明の中にマイナンバーカードと健康保険証の一体化についてのご説明がありました。</p> <p>説明では、健康保険証の廃止が令和6年12月2日であることが決まったという報告をいただき、その時に「厚労省や北海道、国保連合会で、各市民へのご説明はいつから始めるのでしょうか。また、ポスターやリーフレット等で対応するのでしょうか。」という質問をさせていただきました。</p> <p>同様の質問となりますが、マイナンバーカードと保険証一体化や現在の保険証の廃止、資格確認書の発行等について、市民の皆さんは非常に混乱するのではないかと思います。特に、高齢者の方は非常に理解しにくいのではないかと心配しておりますので、今ぐらいから順次、広報えべつ等でご説明をしていかないと、直前になってからでは戸惑うのではないかと予想しますがいかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>マイナンバーカードと保険証の一体化について、市といたしましても、保険者として周知を考えております。</p> <p>来年度の保険証の更新時に周知チラシを封入するほか、国保だよりや納税通知などを利用して、周知徹底を図って参りたいと考えております。</p>
中川会長	<p>よろしいでしょうか。他に何かありますか。</p>
笹浪委員	<p>今の話に関連して、保険証とマイナンバーカードを紐づけているということですが、国民健康保険として現状はわかるのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>国民健康保険の関係で、保険証とマイナンバーカードの紐づけについては、国において、ポイントを付与するキャンペーン等もあったことから、ある程度の割合で紐づけされている状況だと思います。</p> <p>また、国の報告でもありますように、マイナンバーカードの保険証としての利用率は10%に満たないとのことなので、利用が通常化されるという状況になるまでにはまだ時間がかかるのではないかと考えております。</p>
笹浪委員	<p>保険証としてまったく利用されていません。しかし、国がマイナンバーカードを保険証として切り替えることとしています。</p> <p>現状というのは、利用率ではなく、国民健康保険としてマイナンバーカードの紐づけ率がどれくらいかという内容です。そちらはわかりますか。</p>
国保年金課長	<p>国保のマイナンバーカードの紐づけ率ですが、随時把握できているわけではないですが、年に数回、国から情報提供があります。</p> <p>本日、手元に資料がございませんが、直近では4割程度だったかと思います。(後日、令和5年9月のデータを確認したところ、江別市国民健康保険の紐づけ率は56.5%でした。)</p>

	<p>利用については、先ほど笹浪委員もおっしゃられていたとおり、現状、あまり利用されていないかと思われますので、今後、普及に向けて周知できることがありましたら、周知をしていきたいと思いを。</p>
中川会長	<p>他になにかありますか。 他に無いようですので、事務局から何かありますか。</p>
国保年金課長	<p>今回の諮問に対する答申をいただいたのち、2月上旬を目途に答申書の写し及び予算案の概要を郵送にてご報告したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたので、委員の皆様におかれましてはその旨お含みおきください。 これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。 閉 会</p>